

駐車場法

建築物に駐車施設の設置を義務付ける「附置義務制度」を地方公共団体が条例で定めることを可能にした法的根拠

改正【改正項目は次ページ】

標準駐車場条例:

駐車場法に基づき、自治体が附置義務条例を定める際の参考として、国土交通省が策定したもの（ガイドライン的役割）

○釧路市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

（建築物の新築の場合の駐車施設の附置）

第3条 駐車場整備地区、商業地域及び近隣商業地域内において延べ面積が3,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内に、延べ面積が3,000平方メートルを超える部分の面積に対して、200平方メートルごとに1台の割合で算定した駐車台数を有する駐車施設を附置しなければならない。

2 別表アに掲げる地区又は地域において法第20条第1項に規定する特定用途に供する建築物でイに掲げる規模（2,000平方メートルを超える建築物）のものを新築しようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内にウにより算定した駐車台数を有する駐車施設を附置しなければならない。

法を参照 【現行法】

【法改正後】 法を参照

駐車場法20条第1項に規定する特定用途【現行法】

劇場

百貨店

事務所

ホテル

など...

改正

駐車場法20条第1項に規定する特定用途【法改正後】

劇場

百貨店

事務所

ホテル

など...

+ 共同住宅

新

国交省からの技術的助言

共同住宅と事務所及び店舗とでは、駐車需要の発生度合いや、都市機能の観点から義務として整備を求める度合いが異なることから、標準駐車場条例では異なる基準を設定しており、仮に条例改正を行わない場合、共同住宅の建築の際に過度の駐車施設の附置を義務付ける恐れがある

釧路市駐車施設の附置義務条例において駐車場台数の算定を規定する第3条について、共同住宅に対して集客施設並みの附置義務を課さないため、特定用途から共同住宅を除外する条例改正を行う

釧路市条例での共同住宅の扱い

現行法1項が該当

法改正後2項が該当

条例改正の概要

	標準駐車場条例 改 正 項 目		標準駐車場条例 改正の概要	(現行)釧路市条例	市条例の改正理由
①	共同住宅への荷さばきのための駐車施設の附置義務の追加	追加	共同住宅を特定用途に追加 (宅配需要の増加に伴う)	共同住宅は 特定用途ではない	法を参照する条文では、共同住宅に対し過度の駐車施設附置の義務を課すこととなるため (特定用途から共同住宅を除外する)
②	車いす利用者のための駐車施設の車高に係る基準の追加	追加	梁下高2.3mの確保	梁下高の基準無し	リフト付き福祉車両の高さに配慮し基準を追加した標準駐車場条例に準ずるため
③	荷さばきのための駐車施設の車高に係る基準の変更	変更	梁下高3.0m以上 ↓ 梁下高3.2m以上	梁下高3.0m以上	「物流を考慮した建築物の設計・運用について」に基づき変更された標準駐車場条例に準ずるため
④	既存の附置義務駐車施設の廃止時の届出に係る規定の追加	追加	廃止時届出の義務化	—	駐車施設ストックの適切な把握には、廃止時の届出を要するため